

議 第 158 号

平成28年 6 月10日提出

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき下記のとおり専決処分にしたので、同条第3項の規定により、これを報告するとともに承認を求める。

熊本市長 大 西 一 史

記

条 例 第 52 号

平成28年 3 月31日

熊本市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第63号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項の表備考第1項中「。以下この項」の次に「及び附則第6条」を加える。

附則に次の見出し及び4条を加える。

（幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例）

第5条 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第5条第3項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が1人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち1人は、同項の表備考第1項の規定にかかわら

ず、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者とすることができる。

第6条 第5条第3項の表備考第1項に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第7条 1日につき8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第5条第3項の表備考第1項に定める者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第8条 前2条の規定により第5条第3項の表備考第1項に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（提出理由）

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（平成28年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第1号）の施行に伴い、熊本市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第63号）について地方自治法第179条第1

項の規定により一部改正を行ったので、同条第３項の規定により市議会に報告し、その承認を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。